

# 標準報酬月額 の 随時改定 について

短期給付（健康保険等）や厚生年金保険等の掛金（保険料）を算出する際に用いる標準報酬月額は、昇給・昇格や異動等により報酬が変動した場合、次の要件を満たすと随時改定が行われます。

## 随時改定の要件

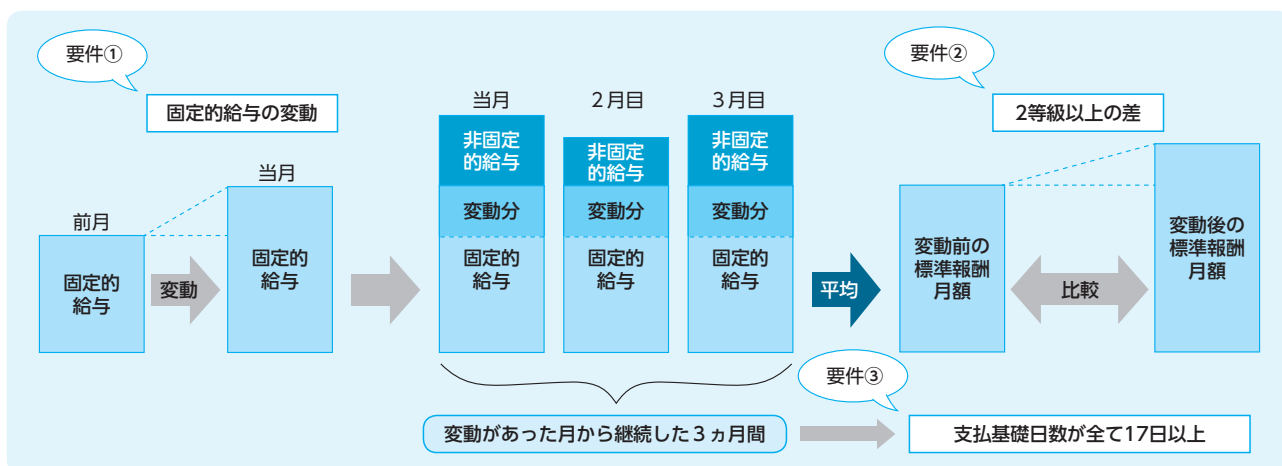
下記要件の全てに該当する場合に、3ヵ月の算定期間の翌月から標準報酬月額を改定します。

- ① 固定的給与に変動があること（休職による減額は除く。）、または給与体系の変更\*があること
- ② 変動があった月から3ヵ月間の報酬の平均による算定額と、従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差があること
- ③ 変動があった月から3ヵ月の支払基礎日数が全て17日以上であること
- ④ 3ヵ月間の報酬の平均額と固定的給与がいずれも増額（減額）すること

※給与体系の変更例

- 条例に基づき、手当が新設または廃止されたとき
- 管理職への昇格により時間外勤務手当が支給されなくなったとき

## 随時改定のイメージ



**固定的給与**……勤務実績に直接関係なく、月等を単位として支給される報酬（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当など）

**非固定的給与**……勤務実績に応じて変動する報酬（時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当など）

## ● 給与の変動する方向と随時改定の有無について

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
報酬平均額		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随時改定の有無		有	有	有	有	無	無

(↑…増額、↓…減額)

変動の要因

変動の結果



変動の要因である「固定的給与」と変動の結果の「報酬平均額」の矢印が同じ向きするとき、随時改定を行います。ただし、給与体系の変更により随時改定を行う場合で、固定的給与の増減が分からない場合には、2等級以上の差があれば随時改定を行います。

## 随時改定の年間平均による保険者算定について

随時改定を行うにあたり、業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法で標準報酬月額を決定することが著しく不当であると認められる場合は、被保険者の同意に基づき、年間平均による保険者算定を行うことができます。

### 対象となる要件

下記要件の全てに該当する場合に、保険者算定の対象となります。

- ① 次のAとBとの間に2等級以上の差があること  
 A: 固定的給与の変動があった月から3ヵ月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額  
 B: 年間平均額から算出した標準報酬月額(変動があった月から3ヵ月間に受けた固定的給与の月の平均額に、変動があった月前の9ヵ月間と変動があった月以後の3ヵ月間に受けた非固定的給与の月の平均額を加えた額から算出した標準報酬月額)
- ② ①の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること
- ③ 現在の標準報酬月額と①-Bの年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること

イメージ図(例:1月に固定的給与の変動があった場合)

- 3ヵ月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額(①-A)

1月～3月の固定的給与および非固定的給与の平均額

1月	2月	3月
非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与
固定的給与	固定的給与	固定的給与

- 年間平均額から算出した標準報酬月額(①-B)

前年4月～3月の非固定的給与の平均額

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与
									固定的給与	固定的給与	固定的給与

1月～3月の固定的給与の平均額

毎年、年度末は特に残業が多いから、年間平均による保険者算定の適用を検討してみようかな



### 留意事項

- ① 固定的給与が増加(減少)しているにもかかわらず、年間平均額から算出した標準報酬月額(①-B)が現在の標準報酬月額の等級と同じまたは下回る(上回る)場合は、現在の等級のままとする保険者算定となり、随時改定は行いません。(この場合でも、下記の手続きが必要となります。)
- ② 単に固定的給与が大きく増減し、その結果①-Aと①-Bで2等級以上の差が生じる場合は、通常の随時改定の対象となります。

### 手続きについて

年間平均による保険者算定を行う場合は、所属所からの「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」および「標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬の月額と比較および組合員の同意等(随時改定用)」の提出が必要となります。

なお、標準報酬月額は、傷病手当金や育児休業手当金などの短期給付や将来受給する年金の給付額に反映しますのでご注意ください。

お問い合わせ先 医療健康課(資格調定係) TEL 029-301-1413